

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(令和3年第4回定例会)

筑西市議会

経済土木委員会 会議録

1 日時

令和3年12月15日（水） 開会：午前9時59分 閉会：午前11時42分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第 79号 筑西市産業振興条例の制定について（継続審査 令和3年9月10日付託）

議案第 87号 市道路線の廃止について

議案第 88号 市道路線の認定について

議案第 91号 筑西市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部改正について

議案第 92号 令和3年度筑西市一般会計補正予算（第10号）のうち所管の補正予算

議案第 96号 令和3年度筑西市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 97号 令和3年度筑西市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 98号 令和3年度筑西市一般会計補正予算（第11号）のうち所管の補正予算

議案第102号 令和3年度筑西市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第103号 令和3年度筑西市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第104号 令和3年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

4 出席委員

委員長 保坂 直樹君 副委員長 中座 敏和君

委員 國府田喜久男君 委員 稲川 新二君 委員 小島 信一君

委員 大嶋 茂君 委員 秋山 恵一君 委員 赤城 正徳君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 小倉 一希君

委員長 保坂 直樹

○委員長（保坂直樹君） ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順序で、条例議案2案、市道路線議案2案、補正予算議案7案について、所管部ごとに審査をお願いしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、経済部です。

まず、さきの第3回定例会の継続審査となっております議案第79号「筑西市産業振興条例の制定について」審査を願います。なお、追加で要求のありました資料をお手元に配付しております。既に説明は終了しておりますので、直ちに質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

各委員の皆様にご意見を求めたいと思います。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） この条例は、私も真岡市に行ったり、既に三浦議員から報告がありましたように、真岡市に。農業問題については、那珂市に行っていました。いかに地方都市の共通の問題だということで、改めて自覚しました。そしてこの筑西市も、この条例を基に何とかしてこの市を盛り上げる必要があると思います。農業後継者の不足などは皆さんも御存じのとおりですし、商店街でもかなり疲弊しております、跡継ぎがないということで。ですから、農商工一体となって市がやはりこれを実践していくということが必要だと思いますし、私も商店街に行きましたら、このまま何年かたちますと、市のなりわいがなくなってしまうという状況ですから、本当にこれは早く制定して、先ほど言いましたように実践して、市の活性化を取り戻して、そして逆にほかの市からこの筑西市に勉強に来るといような、ぜひ市にしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この産業振興条例、これは中身の文面がどうのこうのというようなことではなくて、今さらこの条例が出てくるのが、私は遅いのではなかろうかというような気持ちでいるわけでございますので、この振興条例は市にとってはなくてはならない条例だと思いますので、私はもろ手を挙げて賛成いたします。

○委員長（保坂直樹君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 私も赤城委員のおっしゃられたとおり、これは賛成ということでございます。

○委員長（保坂直樹君） そのほか。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） この条例の内容にあることは、もう既に民間の方たちは努力なさっているという、私は認識です。それに行政が絡んで共通認識を持って、私はこの自治体の中のコンパクトな考えでなくて、もうちょっと広域な部分で考えていければいいのかなと、その中でも取りあえず共通認識を持つという意味でも、条例の制定には賛成させていただきたいと思っています。

○委員長（保坂直樹君） そのほか。

小島委員。

○委員（小島信一君） すばらしい条例ができたと思います。他市から見ても、行政として条例を制定した、産業振興条例を制定したということは、それなりのプロモーションになると思いますし、また市民の方たちにこの条例ができたということをアピールすることで、何が変わるのかなというある程度の期待も持てますし、このまちの地域振興を行政が言う以上は、絶対必要な条例だと思います。この解説、これも一緒に添付しておく、非常に市民も分かりやすくてよろしいのではないかと思います。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

秋山委員。

○委員（秋山恵一君） よくまとまっています。賛同します。

○委員長（保坂直樹君） 中座委員。

○委員（中座敏和君） 私も最初議案いただいたときには、本当に必要なのかなというふうには感じたのですが、勉強会など、部長や課長からの丁寧な資料をいただきまして、やはり必要なかなというふうに思っております。ぜひ今回可決された場合には、作っただけではなくて、これを活用していただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） ありがとうございます。

それでは、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第79号「筑西市産業振興条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第92号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち、経済部所管の補正予算について、審査を願います。

なお、議案第92号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をいたしたいと存じます。

初めに、観光振興課から説明を願います。

古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） 観光振興課の古宇田でございます。よろしく申し上げます。着座にて

説明させていただきます。

議案第92号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち、経済部観光振興課所管の補正予算について、ご説明いたします。

10ページをお開き願います。第3表の債務負担行為補正、1、追加でございます。下段の番号52、「宮山ふるさとふれあい公園管理委託」、令和4年度、債務負担の限度額、514万7,000円をお願いするものでございます。これは宮山ふるさと公園の来場者が安全で快適に利用できるように、施設管理業務を委託するものでございます。委託業務の内容としましては、各施設の貸出し及び施設業務や除草、芝刈り、剪定等の植栽業務、トイレ等の清掃業務でございます。

続きまして、29ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款8土木費、項4都市計画費、目7公園費、節17備品購入費、説明欄、ページ最下段の宮山ふるさとふれあい公園維持管理費、17備品購入費として297万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは宮山ふるさとふれあい公園の陶芸工房内に設置しております陶芸用の電気窯の更新費用でございます。今般陶芸工房の利用者から動作不良の報告を受け、調査しましたところ、この電気窯は陶芸工房を整備した平成7年に購入してから25年が経過しており、耐用焼成回数を大きく過ぎていることが分かりました。このまま使用し続けると、制御不能など大きな故障を引き起こす可能性があること、また修繕を行いましても、近い将来さらなる不具合が生じる可能性が高いことを踏まえ、窯の買換えを行い、陶芸工房の機能維持と利用者の安全性を図るものでございます。

観光振興課所管の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この窯は25年経過しているそうなのですが、その25年間の間、どのくらいな使用回数といたしますか、使用量といたしますか、あったのでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） 近年でいいますと、コロナ前でございますが、平成28年度に17回、平成29年度に14回、平成30年度に17回、令和元年度15回でございますので、平均しますと、大体年に16回程度使用していると思われまして。この窯は一度使いますと、焼く時間が6時間、その後冷ますのに数日かかるということで、1回使いますと何日も使ってしまうということになります。これまでの回数ということでございますが、25年間で300回以上は使われているものと思われまして、通常でございますと、200回から250回程度と聞いてございますので、今までよく耐えたなというような窯だと思います。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この窯の購入というのですが、これは窯を、これは電気炉ですね。これはレンガだけを張り替えるというようなわけにはいかないの。

○委員長（保坂直樹君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） こちら修理のほうを業者の方に見ていただきました。確かにレンガのほうも替えることもできます。ただもうひびが入っております。ただレンガだけではなくて、中の電熱線ですとか、制御盤ですとか、様々なところが大分壊れてきているということでございまして、業者のほう

から見積りを取ったところ、修理だけで160万円程度かかると言われておりますので、この機会に更新させていただきたいと思っております。

○委員（赤城正徳君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほか。

小島委員。

○委員（小島信一君） ちょっと1つ前に、この債務負担行為のところちょっと戻るのですけれども、宮山ふるさとふれあい公園ということで、前から気になっていたのですが、あそこに安倍晴明の館というのですか、あるのです。あれに対して観光振興課、行政としては今後どういうふうな姿勢で行こうとしているのか。近年見ますと、非常に陳腐化しているというか、古くなってしまったというか、何もないというか、アピールしているとは思えない、多分明野町時代では相当の力を入れてやっていたのだと思うのですが、今後筑西市としてはあれをどうするつもりでいるのか、その辺ちょっと聞かせてください。

○委員長（保坂直樹君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） 芝生広場の中にある展望塔でございますけれども、明野町時代に地元の安倍晴明の史料を展示しようということで設置した施設でございます。確かに今委員おっしゃるとおり、展示の内容等も陳腐化しているわけでございますし、塔内、ちょっと備品置場の倉庫のような形になってきておるのが事実でございます。ですので、せっかくの施設でございますので、これから教育委員会の文化課等とも相談しまして、改めてその安倍晴明の伝説などを広く紹介できるような施設にしていきたいと思っております。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 今の言葉からは、今後は観光資源として利用したいという話です。私もぜひともやってほしいと思っております。せっかく、史実としてあるのかどうかは、それはいいのだろうと思うのです。伝説としてそれを利用する、それもシティプロモーション、観光資源として利用するべきだろうと。ですから、予算的に恐らく足りないのだろうと思うのですが、いずれそういったことで予算化されることを期待します。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

次に、農政課から説明をお願いします。

岩淵農政課長。

○農政課長（岩淵里之君） 農政課、岩淵です。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

同じく議案第92号のうち、農政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、22、23ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6目6雑入、節8雑入（農林）、説明欄23、農地集積協力金交付事業補助金返還金としまして、9万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、令和2年度農地集積協力金交付事業補助金として、経営転換する農業者が10年以上農地を貸し付けることにより、9万4,500円の協力金の交付を受けましたが、自己都合による売却のため、交付対象農地の貸付けを解約することになり、交

付要件を満たさなくなったため、協力金全額を返還するものでございます。

続いて、その下、説明欄28、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金返還金としまして、300万円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、独立自営就農する認定新規就農者の経営確立の支援といたしまして、平成30年度に150万円、平成31年度に150万円、合わせて300万円の交付を受けましたが、認定農業者等が設立する法人へ従業員として雇用就農したことにより、独立自営での営農継続の交付要件を満たさなくなったため、資金全額を返還するものでございます。

続いて、28、29ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費、節12委託料、説明欄、農業総務一般事務費、12委託料、旧明野農産加工施設試掘調査委託料としまして、36万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、昨年度に用途の廃止を行いました旧明野農産加工施設の土地及び既存建物の売却に向け、地下埋設物の調査に必要な試掘を10か所行うためのものでございます。

続いて、その下、旧明野農産加工施設建物状況調査委託料としまして、49万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、売却を予定する現況建物及び施設の劣化状況、遵法性、環境リスク評価等の状況調査を行い、売却する際の公表資料として利用する物件調書を作成するものでございます。

続いて、その下、14工事請負費、旧明野農産加工施設案内標識撤去工事費といたしまして、11万円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、県道明野・間々田線沿いに設置されております旧明野農産加工施設の案内看板を撤去処分するものでございます。

農政課所管の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 今説明がありました農産加工施設、これはどのくらい続いたのですか、この施設は。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 当初、建物自体は平成元年度に補助事業を活用して建設された建物でございます。明野町が平成8年度に購入いたしましたので、今までですと31年間経過した施設でございます。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） それで、この加工場がやめた理由というか、それは何だったのでしょうか。分からないですか、これは。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 農産加工施設といたしまして、市内の農業者がおまんじゅうですとか、味噌加工で利用しておりましたが、利用者が特定の利用者であること、またその利用されている団体が、高齢化によりまして急減しまして、利用されないということで、用途廃止に至ったところでございます。また、31年過ぎましたので、修繕費も伴いまして、負担も大きくなったのが現状でございます。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） はい、了解。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

小島委員。

○委員（小島信一君） まず1つ目は、23ページの農業次世代人材投資資金経営開始型補助金制度についての資料があったら、後でちょっと頂きたいのですが、頂けます、それは。それが1つ。

もう1つ、今國府田委員からもありました旧明野農産加工施設、これについての物件資料というのですか、何もないのでさっぱり分からないのです、聞いても。だから例えば地図、どこにあって、どういう何平米の土地の上にどのくらいの建物が乗っているみたいな、そういった資料を欲しいのですが、それあります。出せますか。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 人材投資事業の資料も農産加工施設の図面と面積、建物の調書の提供は可能でございますので、提出させていただきます。

○委員（小島信一君） 今出せます、後のほうは。何もなくて、これただ聞かされてもびんと来ないので。これは部数ないかな。では、この審議終わるまでに出していただければそれでいいですから、皆さんの分もください。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） 23ページの補助金についてなのですけども、これは全額、150万円、150万円で2回に分けていただいている、全額返還ということで間違いはないですか。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 2年間分です。交付分の農業の継続が必要でございますので、2年間交付した分、その前に自立自営の農業をやめてしまいましたので、全額返還ということになります。

○委員長（保坂直樹君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） これは、何年間かはいただいて、携わったのでしょうかけれども、期限とかそういったものは、この補助金というのは設けられているのですか。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 最長5年間交付を受けることが可能でございます。

○委員（稲川新二君） 5年間ではなくて、要するに、補助金をいただいた後、何年間就農すれば、その補助の、要するにそういった対象が外れるというか、そういったものがあるのかどうか。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） お答えします。

交付期間と同じ期間の継続が必要になります。

○委員（稲川新二君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） そうすると、この5年間のうち2年間でギブアップしてしまうのだよね、私はそのようにできませんと、それでほかの企業へ入りますというのだから、そういうところを農政課では見抜

けるというか、そういうことはできないのかなと。5年のうちたった、丸々2年ではなく、2年目に入ったらギブアップなのだ、これ。その辺は農政課でも見抜けるわけだ、この男は5年間か、何年間かやる。そしてその間に買った機械もあると思うのだよ、俺は。農業やるのに。その機械なんかも市の助成は受けていると思うのだよ、機械買うときに。そういうのはどうなっているのだ、これ。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） お答えいたします。

今回の方は、親御さんは普通作で認定農業者として経営していきまして、そのお子さんが別部門を立ち上げるということで、その経営リスクの分散のために、人材投資事業を活用して露地野菜を別部門で経営しているのですけれども、その親御さんが新しく、今度何人かの農家さんと一緒に新しい法人を立ち上げるということになりまして、その交付者の親御さんです。立ち上げるということになりまして、ではそこで一緒に就職してその法人でやっていきますということですので、家族というか、1つの経営体としてやっていくということですので、農業をそこでギブアップという形態ではありません。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） だって、そう言いながらも、同一家族だったのだろう、世帯が分離していたならいざ知らず、同一家族で、今度はその家族が新しい組織を立ち上げるといったら、いまちょっと農政課としても何かあるのかなと思うのです。見抜けないのかどうなのか、そこらのところ、その農政課の気持ちを聞きたいのだよ、俺は。同一家族だもの。

○委員長（保坂直樹君） 伊坂経済部長。

○経済部長（伊坂保宏君） 最初はきっと自分でも独立したいというのがあったと思うのです。それで始めたと思うのです。ただその親御さんがもっと会社を大きくしたい、その息子さんにも手伝ってもらえればもっとうまくいくのではないかということで、きっと今回独立してそちらに入ったと。さっきちょっと話がありましたが、2年間補助金をもらっていたわけですが、その後継続して2年間続けてもらえれば、その補助金の返還というのはきつとなかったと思うのです。ただそれも間に合わないほど親御さんのほうで手伝ってくれというような話だったと思います。ただこれは直接本人に聞いていないので、その辺はちょっと分かりませんが。そういうあれです。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 私の想像だけでも、息子がやりたいと言った、それでお金ももらえるから、1年間150万円ずつ。では、やったろうかというのでやってしまったのだが、親が子供を見ていたら、全然だめだと。ざっくばらんな話です。では親と子で新しい組織をつくってやっていくというようなことになったのだと思うのだよ。だからそこらのところは、農政課でもアドバイスというか、この息子本当にできるのかなという、何か俺は感じがあったと思うのだ、150万円という大金を出すのだもの。そこら辺のところだけ俺は知りたいというか、聞きたい。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 今回その親御さんだけの法人ではなくて、その親御さんとほかの農業者も一緒です。普通作をやっていますので、ほかの露地野菜をやっている農家さんも何名かで構成された法人でございまして、新しく設立された法人に入ったということですので、親子間だけではなくて、そういった農業経営体を新しく構成するのに必要な人材だったので、一緒にやっていくというふうになったと思っ

ております。

○委員（赤城正徳君） 最後に……

○委員長（保坂直樹君） 3回目で、もう終わります。

○委員（赤城正徳君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

次に、ふるさと整備課から説明を願います。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） ふるさと整備課、根本です。どうぞよろしくお願ひします。着座にて説明させていただきます。

それでは、同じく議案第92号のうち、ふるさと整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

10ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。下段の番号53、「基幹水利施設維持管理委託」、令和4年度、債務負担の限度額、1,531万9,000円に消費税を加算した額をお願いするものでございます。これは鬼怒川南部地区の基幹水利施設である勝瓜頭首工、川岸揚水機場、船玉第一、第二揚水機場の維持管理を、鬼怒川南部土地改良連合へ4月1日から委託管理をお願いするものでございます。

ふるさと整備課所管の説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 維持管理というのはどういうふうな内容でやっているのですか。メンテナンスですか。

○委員長（保坂直樹君） 根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 整備費と電力料でございます。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 了解しました。いいです。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

以上で経済部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔経済部退室。土木部入室〕

○委員長（保坂直樹君） 次に、土木部の審査に入ります。

議案第87号「市道路線の廃止について」審査を願います。

道路維持課から説明を願います。

長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 道路維持課の長本です。着座にて説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案第87号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。2ページをお開き願います。2ページから4ページが下館地区30路線の廃止でございまして、廃止の延長は1万3,435.22メートルでございます。

路線番号1番から30番の路線につきまして、下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業の換地処分に伴い、事業区域内の道路または同地内に接する道路を再編成するため廃止するものでございます。各路線の起点、終点及び延長、幅員につきましては記載のとおりでございます。

5ページが市道廃止路線位置図でございます。6ページから8ページが市道廃止路線詳細図でございます。

廃止については以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 私も廃止するのにこの道路法第10条第3項とか、第8条2項の規定というのですが、その廃止する理由、法上はこうなっているのだけれども、我々素人なものでその内容、こうだから廃止するのだというその理由、ちょっと私ら素人なもので、今まで単なる廃止だ、認定だと認めてきてしまったのですが、分からないでやってきたものですから、単純な質問なのですけれども、この法の内容、何で廃止するのだということ、何で議会の議決が必要なのだというその理由づけをお聞きできればと思うのですが。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 市道を市が道路法に基づいて廃止する場合でございますけれども……。廃止につきましては、土地区画整理事業に伴いまして中の形状が変わってまいります。ですので、一旦中の道路を廃止いたしまして、新たに道路について認定をするような形でございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 都市計画上のそういった理由、ちょっと分からないのですが、そういったことですね。結局、都市計画でその形状が変わるから、必要ないから廃止するということで、そういったことで廃止するということね。毎回こういう、いつも廃止、認定ということが出てくるのですが、ほかの議員は分かっているのか知らない。私の場合その理由が分からなかったのです。いつもこういう大きなあれが廃止して、認定するのだというその理由が分からなかったものですから、大体必要なくなるから廃止するというのは分かるのですが、雑駁なあれで、後でまた私勉強したいと思うのですが。分かりました。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） また、あと同じような形なのですけれども、土地改良事業などについても道路の形状が変わってしまうということで、もともとの道路を廃止して新たに認定するときもでございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号「市道路線の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第88号「市道路線の認定について」審査を願います。

引き続き道路維持課から説明を願います。

長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 道路維持課の長本です。引き続き、着座にてご説明させていただきます。

議案第88号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。2ページをお開き願います。2ページから8ページが、下館地区79路線の認定でございまして、認定の延長は1万9,079.65メートルでございまして、調書番号1番から78番の路線につきまして、下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業の換地に伴い、事業区域内の道路または同地内に接する道路の再認定と新規道路を認定するものでございます。

調書番号79番の路線につきまして、ペDESTリアンデッキを道路法上の認定道路として維持管理するため認定するものでございます。各路線の起点、終点及び延長、幅員につきましては記載のとおりでございます。

9ページが市道認定路線位置図でございまして、10ページから14ページが市道路線認定詳細図でございまして、

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 土地区画整理事業内のこの認定に関しては、特段質問はないのですが、議案質疑でも小倉議員から質問出ていたと思うのですが、このペDESTリアンデッキの市道認定、これ非常に面白いのです。反対ではないのですが、非常に面白い道路認定だと思うのです。これが公道とされた道路法上何号道路なのかとか、ちょっと詳しく知りたいのですよ、この経緯を。こう認定するメリットとか、なぜ今まで認定されなかったのか、認定されることによってどういうメリットがあるのかというのを、議案質疑でも出ていたのですが、少し詳しく、非常に珍しい道路なので教えてください。

まず、道路法上の何号かから、そこのところからちょっと教えてください。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） すみません、認定番号でございましてけれども、認定の番号は「下5ブロック873号線」になります。メリットでございましてけれども、道路法上の、この間、部長がご説明したと思うのですが、道路法上で認定いたしまして、国の補助金を活用することができることとなります。将来的に補修等があった場合には、国の補助金が使えることとなりますので、大分一般財源の支出を抑えられることができるということで、認定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） それは議案質疑でお答えになったのと同じなのです。私が聞いているのは、これ道路法は何号なのということなのです。市の道路番号ではなくて、道路法上の、これ4メートル以上ある

ところとか、4メートルないところ、3メートルから10メートルですか、幅員は。そのように書いてあるのですが、珍しい道路だから教えてくださいということなのです。こういった空中道路を道路法上の道路として認定する以上は何かしらあるのだらうと、そしてもう1つは、経緯、なぜ今まで認定しなかったかというの、それも聞いているのですけれども、それも教えてください。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） ペDESTリアンデッキですけれども、なぜ認定するのかでございますが、道路橋梁の点検が平成26年から道路法により義務づけられ、道路の附帯物である横断歩道橋も点検等の対象となります。筑西市のペDESTリアンデッキについては、架設から30年も過ぎていたため、先ほど申し上げましたように、今後莫大な修繕が必要であるという、そういうことから補助金を利用して実施するために認定をするわけでございます。

○委員（小島信一君） 後で詳しい資料をまたいただきます。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第88号「市道路線の認定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第91号「筑西市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部改正について」審査を願います。

宅地開発課から説明を願います。

鈴木宅地開発課長。

○宅地開発課長（鈴木政光君） 宅地開発課、鈴木と申します。着座にてご説明申し上げます。

議案第91号「筑西市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

まず、今回の条例改正の主な内容でございますが、近年頻発、激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進など、安全なまちづくりの対策を講じるために、都市計画法の一部が改正され、併せて同法施行令の一部改正が行われました。したがって、それらの該当部分を引用している条文の改正を行うものであります。

次に、専用住宅を一戸建ての住宅に改める改正につきましては、現在母屋の敷地内や隣接地において世帯を分ける、いわゆる世帯分離の許可要件がございます。許可の条件といたしまして、母屋は住宅部分のみの専用住宅である必要があります。しかしながら、実際には店舗などを含んだ併用住宅での相談もあることから、それらを含めた幅広い運用が可能となるよう改正するほか、所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。また、第2項は経過措置を規定したもので、この条例の施行日前に申請があったものにつきましては、なお従前の例によるものとしたものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第91号「筑西市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第92号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち、土木部所管の補正予算について審査を願います。

道路維持課から説明を願います。

長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 道路維持課の長本です。着座にてご説明させていただきます。

一般会計補正予算(第10号)のうち、道路維持課所管についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、「橋梁長寿命化事業」におきまして、1億957万7,000円の明許繰越しをお願いするものでございます。これは国庫補助事業である道路メンテナンス補助事業の橋梁補修工事に関する予算について、繰越しをお願いするものであり、内容としては、令和3年度第2四半期に補修工事の発注を予定しておりました下岡崎地内の五行川に架かる下岡橋と西谷貝地内の大谷川に架かる西谷貝橋に関しまして、国の補助金に増額変更が見込めるため、11月中旬の交付決定を受けて発注準備を始めることになりました。交付決定を受けて河川法に関して河川管理者である茨城県筑西土木事務所と計画に関する諸条件の協議を行うこととなったため、年度内の工期設定では適正工期を確保することができないことから、次年度に繰越しをお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） この橋梁の補修ですけれども、メンテナンスなのですから、下岡崎と西谷貝、それぞれのかかる金額、この1億何円を分けますと、どういう状況なのか、それぞれ。これ一緒になっていますけれども。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 入札前ですので、詳しくは答えはできないのですが、大体下岡橋ですと大体9,000万円ぐらい、あと西谷貝橋につきましては大体概算で2,000万円ぐらい、大体その辺のところを予定しております。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

次に、建築課から説明を願います。

渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） 建築課の渡辺です。よろしくお願ひします。着座にて説明のほうさせていただきます。

議案第92号「令和3年度筑西市一般会計補正予算(第10号)」のうち、建築課所管の補正予算について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書10、11ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。これからご説明いたします業務は、令和4年度早々に業務を開始するものでございます。そのため令和3年度中に契約等の事務処理を行う必要がございますことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

初めに、10ページ、下段、54番、「市営住宅使用料コンビニ・スマートフォン収納委託」でございます。期間は令和4年度、限度額は、13万3,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲となっております。これは市と市の指定金融機関であります株式会社常陽銀行、地銀ネットワークサービス株式会社の3者で締結した筑西市コンビニエンスストア収納業務委託契約に基づき、入居者が市営住宅使用料等をコンビニやスマートフォンで納付した際の収納事務委託でございます。

次に、11ページを御覧願います。上段55番、「市営住宅使用料公金収納情報データ化委託」でございます。期間は令和4年度、限度額は2万3,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲でございます。これは市と株式会社常陽銀行とで締結した市税等の公金収納情報データ化契約に基づき、市営住宅使用料等を金融機関、本庁、または各支所の窓口で納付した場合、納付書が株式会社常陽銀行に送付されます。この納付情報をデータ化し、市のデータ受信システムに送信する業務を委託するものでございます。

最後に、56番、「市営住宅使用料収納業務委託」でございます。期間は令和4年度、限度額は376万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲でございます。これは市営住宅使用料の収納率向上を図るため、3か月以上の滞納者を対象とし、訪問及び電話による納付指導等を行うことで、納付意識の改革と収納率の向上を図るための収納委託業務でございます。

以上が建築課所管の債務負担行為補正でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 市営住宅は何か所あって、どのくらいの住宅の数があるのですか。

○委員長（保坂直樹君） 渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） 市営住宅につきましては25団地ございまして、現在632戸がございまして。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） そのうち滞納者はどのくらいあるのですか。

○委員長（保坂直樹君） 渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） 3か月以上の滞納者につきましては、現在滞納者は110名という形になっております。

○委員（赤城正徳君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほか。

小島委員。

○委員（小島信一君） 私もこの56番について、もうちょっと詳しく教えてもらいたいのですが、これ市営住宅使用料収納業務委託、これ376万円なのですけれども、ここで収納する使用料はどのくらいのもをを対象にしているのか、戸数と集めるお金。さっき滞納と言ったような気がするのですが、その辺も含めて、この376万円をかけて収納する相手先の戸数とその金額、分かります。

○委員長（保坂直樹君） 渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） 3か月以上の滞納者の方につきましては、110件の方で合計5,307万600円を対象としております。令和3年12月1日現在の滞納額でございまして。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございましてか。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） 3か月と言いますけれども、3か月未満の方も当然たくさんいらっしゃると思うのですけれども、状況は分かりますか。

○委員長（保坂直樹君） 渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） 3か月未満の方につきましては、口座から落ちなかったりとかで、滞納というよりは納入漏れというような形になっている方等もいますので、現状で集計のほうはかけておりません。よろしく願いいたします。

○委員（稲川新二君） 了解。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございましてか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

次に、都市整備課から説明を願います。

鈴木都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木勝利君） 都市整備課長の鈴木と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第92号のうち都市整備課所管の補正予算について、ご説明いたします。

筑西市一般会計補正予算(第10号)、8ページ、9ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございまして。これからご説明いたします業務は、令和4年度早々に業務を開始するものでござい

います。このため令和3年度中に契約等の事務処理を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

11ページをお開き願います。番号57、「下館第一工業団地公園管理委託」、限度額、109万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲でございます。

次に、58番、「下館第2工業団地公園管理委託」、限度額、130万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。

次に、59番、「つくば関城工業団地公園緑地管理委託」、限度額、196万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。

次に、60番、「協和の杜公園管理委託」、限度額、230万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。

いずれも利用者に安全で快適な公園を提供できるよう、芝刈り、除草、樹木の剪定、消毒等、公園の管理業務を委託するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） 植栽管理が主だと思うのですが、スポット的な利用者さんからの要望に対してはどのような対応をなされているのかと、この管理の中でシルバー人材センターの利用、使用というか、そういうものもされているのか。

○委員長（保坂直樹君） 鈴木都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木勝利君） お答えします。

まず、スポット的な対応でございますけれども、樹木が伸びたり、あるいは倒木したり等もあります。あるいは道路等に出してしまうようなものもありますので、そういうものにつきましては、要望があれば確認して剪定等をいたし、これはスポット的、あとは伐採もします。あとは、もう1つは、月に1回担当者のほうで巡回していますので、何か不都合があれば対応しています。

あと、今回の4つの公園につきましては、指名競争入札で入札をかけるものでございます。シルバー人材センター、ほかの公園等もやっておりますが、この例えば協和の杜公園の管理を委託しますと、この樹木の管理のほかに、いわゆるごみの清掃とか、トイレの清掃、それにつきましてはシルバー人材センターのほうにお願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

小島委員。

○委員（小島信一君） ここに出てきていないので質問しづらかったのですが、土木部ですし、都市整備課なので、多分やっているのだろうと思って聞くのですが、この債務負担行為でやるはずなのですが、同じ公園で、下岡崎近隣公園がありますよね、あの整備に関して私何度か質問したことがあるのですが、この下岡崎近隣公園はここに載せなくてよろしいのですか。

○委員長（保坂直樹君） 鈴木都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木勝利君） 全体で民間の造園業屋さんに委託しているものと、あとシルバー人材セ

ンターに委託しているものと、あと身近な公園につきましては、自治会等で管理を委託をお願いしているところがございます。下岡崎近隣公園につきましては、年間を通じましてシルバー人材センターのほうにお願いしているところがございます。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） シルバー人材センターにお願いしているということで、これはこういった予算計上、債務負担行為でやる必要はないのですか、そこのところをちょっと、仕組みとしてお願いします。

○委員長（保坂直樹君） 鈴木都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木勝利君） シルバー人材センターにつきましては、随意契約でお願いしていますので、4月1日に起票しまして、契約後すぐに管理をしていただいている状況でございます。

○委員（小島信一君） そうですか、分かりました。

○都市整備課長（鈴木勝利君） もう1つ。今回4つ上げたものにつきましては、指名競争入札でやりますので、年度内に契約事務をしまして、4月1日から契約をしたいというふうなことで債務負担行為を設定させていただいております。よろしくをお願いします。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

以上で土木部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

暫時休憩いたします。

〔土木部退室。上下水道部入室〕

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時10分

○委員長（保坂直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、上下水道部の審査に入ります。

議案第92号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち、上下水道部所管の補正予算について、審査を願います。

下水道課から説明を願います。

岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 下水道課の岡本です。よろしくをお願いします。着座にて説明させていただきます。

議案第92号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち、下水道課所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号61、事項欄の「団地排水施設水質検査委託」につきましては、期間が令和4年度、限度額は93万円に消費税額及び地方消費

税額を加算した額の範囲内でございます。こちらは団地排水の処理水を公共水域へ放流するに当たり、処理水が水質汚濁防止法に定められた水質であること、また浄化槽法に定められたものの検査業務でございます。

次に、番号62、事項欄の「団地排水使用料徴収委託」につきましては、期間が令和4年度、限度額は368万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらは団地排水使用料の徴収業務2,190件分を水道課に委託し、上下水道使用料金の一括徴収を行うものでございます。

この2件につきましては、いずれも令和4年度の委託業務でございますが、年度当初からの業務執行が必要なことから、事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） この今の説明、これ全然反対しているわけではないのですけれども、この団地排水というのは、筑西市には3つあるあの団地ですよ。これ以前から気になっていたのですが、今日来て、そこで説明しているのは上下水道でしょう。これ一般会計の債務負担行為で上がっているのですけれども、これ何で上下水道の会計でやらないのか、いつもこれ疑問に思っていたのですけれども。何でこれ一般会計でやるのですか。下水道費なら下水のほうの範疇に入らないのか、この後やりますよね、こっちでまた補正が来ているけれども。そっちにならない理由を教えてください。

○委員長（保坂直樹君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

団地排水施設につきましては、公共下水道とは異なる機能を持っているかと思われまので、やはり会計につきましても、一般会計のほうから債務負担行為のほうを取るものが適当ではないかというふうに考えています。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） そういうもともと民間の施設だったものを市の施設にしたから、公共下水とは違うから、一般会計でやっているのだという説明だと思うのですけれども、一般の人は、多分市民は分からないと思うのです。自分が納めている、あそこに住んでいるときは公共下水として払っていたのに、こちらに来たら、それは公共下水ではなくて一般会計に払っているのだと、多分説明分からないと思うのですけれども、これは統合する予定とか、そういうのはないのですか。

○委員長（保坂直樹君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

鷹ノ巣団地につきましては、令和6年度に接続で、令和7年度から公共下水道のほうに供用開始予定でございますが、ほかの団地排水施設につきましては、今のところ予定はございません。

以上です。

○委員（小島信一君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(保坂直樹君) 質疑を終結いたします。

以上で議案第92号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。
議案第92号について、討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(保坂直樹君) 討論を終結いたします。

これより議案第92号の採決をいたします。
議案第92号「令和3年度筑西市一般会計補正予算(第10号)」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(保坂直樹君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第96号「令和3年度筑西市水道事業会計補正予算(第1号)」について審査を願います。
水道課から説明を願います。
澤部水道課長。

○水道課長(澤部明典君) 水道課、澤部です。着座にて説明させていただきます。

議案第96号「令和3年度筑西市水道事業会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明申し上げます。
第1条、令和3年度筑西市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
第2条、債務負担行為の追加は、次のとおりと定める。
番号1、事項、「水道水定期水質検査委託」、期間、令和4年度。限度額、884万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、水道法により定められた水質検査の委託業務でございます。

次に、番号2、事項、「薬品購入(次亜塩素酸ナトリウム)」、期間、令和4年度。限度額、1,352万3,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、原水の一般細菌や大腸菌等を死滅させるための薬品を購入するものでございます。

次に、番号3、事項、「薬品購入(ポリ塩化アルミニウム)」、期間、令和4年度。限度額は1,116万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、原水に含まれている鉄分やマンガン等の濁り成分を凝集、沈殿させるための薬品を購入するものでございます。

以上の3件につきましては、令和4年度の業務でございますが、年度当初から業務執行が必要となることから、事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長(保坂直樹君) 質疑を願います。

國府田委員。

○委員(國府田喜久男君) この委託先はどこなのかということと、この薬品購入がありますね、2、3。これは別々に市の負担なのでしょうか。

○委員長(保坂直樹君) 澤部水道課長。

○水道課長(澤部明典君) ご答弁申し上げます。

まず、委託先でございますが、これは入札において決まるものでございます。また、負担でございます

が、これは水道事業会計からの負担になります。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 一般的に、委託先を含めて、これを金額に入ると思うのですけれども、別々なのですね、薬品の購入というのは。

○委員長（保坂直樹君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 次亜塩素酸ナトリウムとポリ塩化アルミニウムと、別々に入札を行っております。

以上でございます。

○委員（國府田喜久男君） はい、分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） これの2、3ですが、薬品購入。この次亜塩素酸ナトリウム、これは何キロぐらいあって、どういう形をしているのでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 液体でございます、搬入はタンクローリーで搬入になります。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） では、その薬品を使うときには、水質がどのくらいになったときに、どのように入れるのですか。

○委員長（保坂直樹君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） まず、井戸で水をくみ上げて、その段階で薬品を注入いたします。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） その入れるときに、ナトリウムが足りないとか、多いとか、何かあるでしょう、そのときに入れるのだと思うのです。その数値で出るのではないの、幾つ幾つって出ないの。そういうときに入れるのではないかと俺は思っていたのだけれども、どういう状態でどのように投入するのかと改めて。

○委員長（保坂直樹君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 先ほど申しましたように、井戸のところから水をくんだ段階で注入しまして、出ていくときに検査して、基準以内であれば出すというような形になります。原水の段階で、このときにどれだけ入れるのではなく、一定の量を入れて、出ていくときにその基準内に収めて出していくということになります。

以上です。

○委員（赤城正徳君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(保坂直樹君) 討論を終結いたします。

これより議案第96号の採決をいたします。

議案第96号「令和3年度筑西市水道事業会計補正予算(第1号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(保坂直樹君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第97号「令和3年度筑西市下水道事業会計補正予算(第1号)」について、審査を願います。

下水道課から説明を願います。

岡本下水道課長。

○下水道課長(岡本崇生君) よろしく願います。着座にて説明させていただきます。

議案第97号「令和3年度筑西市下水道事業会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明申し上げます。

第1条、令和3年度筑西市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、債務負担行為の追加は、次のとおりと定める。

内容でございますが、事項欄の「公共下水道施設水質検査委託」につきましては、期間が令和4年度、限度額は650万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらは下水道処理水を公共水域へ放流するに当たり、処理水が下水道法に定められた水質であること、さらには処理場への流入水や処理過程での汚泥等に対する検査業務でございます。

次に、事項欄の「公共下水道使用料徴収委託」につきましては、期間が令和4年度、限度額は2,197万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらは公共下水道使用料の徴収業務1万3,080件分を水道課に委託し、上下水道使用料金の一括徴収を行うものでございます。

この2件につきましては、いずれも令和4年度の委託業務でございますが、年度当初からの業務執行が必要なことから、事前に契約等の事務処理を行うため債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(保坂直樹君) 質疑を願います。

國府田委員。

○委員(國府田喜久男君) この徴収方法というのは、どういうふうに徴収するのでしょうか。

○委員長(保坂直樹君) 岡本下水道課長。

○下水道課長(岡本崇生君) ご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、水道事業のほうに委託しております。

○委員(國府田喜久男君) もうちょっと詳しく、水道事業のほうに。

○委員長(保坂直樹君) 岡本下水道課長。

○下水道課長(岡本崇生君) 答弁申し上げます。

上下水道料金と下水道料金を合わせて、水道課のほうに徴収として委託しております。

以上でございます。

○委員(國府田喜久男君) 分かりました。

○委員長(保坂直樹君) そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(保坂直樹君) 質疑を終結いたします。
討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(保坂直樹君) 討論を終結いたします。
これより議案第97号の採決をいたします。

議案第97号「令和3年度筑西市下水道事業会計補正予算(第1号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(保坂直樹君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第98号「令和3年度筑西市一般会計補正予算(第11号)」のうち、上下水道部所管の補正予算について、審査を願います。

下水道課から説明を願います。

岡本下水道課長。

○下水道課長(岡本崇生君) よろしくお願ひします。着座にて説明させていただきます。

議案第98号のうち、上下水道部下水道課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。上段の款8土木費、項4都市計画費、目5公共下水道費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、下水道事業会計補助事業1,022万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは下水道事業会計において、人事異動により、職員の給与関係経費の減額が見込まれることから、下水道事業会計への補助金を減額するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(保坂直樹君) 質疑を願います。

小島委員。

○委員(小島信一君) この対象人数というのは何人なのですか。

○委員長(保坂直樹君) 岡本下水道課長。

○下水道課長(岡本崇生君) 答弁申し上げます。

職員につきましては、13名から12名に減になったということでございます。

以上でございます。

○委員長(保坂直樹君) 小島委員。

○委員(小島信一君) 分かりました。

○委員長(保坂直樹君) そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(保坂直樹君) 質疑を終結いたします。

農業集落排水課から説明を願います。

稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長(稲川栄士君) 農業集落排水課、稲川です。よろしくお願ひします。着座にて説明いたします。

議案第98号のうち、上下水道部農業集落排水課所管の補正予算につきまして、ご説明いたします。

14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。中段の款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、農業集落排水事業会計補助事業に173万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、農業集落排水事業会計において、人事異動により職員の給与関係経費の増額が見込まれることから、農業集落排水事業会計への補助金を増額するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） これも対象人数を教えてください。

○委員長（保坂直樹君） 稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） お答えいたします。

今回の人事異動につきましては、課長補佐と主事が転出しまして、課長補佐と主任が転入してきたことによる2名の移動でございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 2名出て、2名入るのですか。

○委員長（保坂直樹君） 稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） 失礼しました。総数は7名でございます。あと、次長を含めまして、8名の人件費になります。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 質問の趣旨は、人事異動に伴う職員異動に伴うということだったので、何人の異動に対してこれだけのお金が動いたかというのを聞いたかったのです。

○委員長（保坂直樹君） 稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） 失礼しました。2名の異動に対する人件費の増額でございます。

○委員（小島信一君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第98号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第98号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより議案第98号の採決をいたします。

議案第98号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第11号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第102号「令和3年度筑西市水道事業会計補正予算(第2号)」について、審査を願います。
水道課から説明を願います。

澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 水道課、澤部です。着座にて説明させていただきます。

議案第102号「令和3年度筑西市水道事業会計補正予算(第2号)」につきまして、ご説明申し上げます。
第1条、令和3年度筑西市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度筑西市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用の既決予定額22億2,330万4,000円に142万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、人事異動により職員の給与関係経費の増額が見込まれることによる補正でございます。

次に、第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億9,998万9,000円を9億475万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金7億8,203万1,000円を7億8,679万5,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出の既決予定額18億5,094万1,000円に476万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましても、人事異動により職員の給与関係経費の増額が見込まれることによる補正でございます。

次に、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費の既決予定額1億4,613万9,000円に618万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、先ほどご説明しました第2条及び第3条の職員の給与関係経費の補正予定額を合計したものでございます。

なお、議案書の2ページには、令和3年度筑西市水道事業会計予算実施計画補正、3ページには令和3年度筑西市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、4ページ、5ページには給与費明細書、6ページ、7ページには令和3年度筑西市水道事業会計補正予算実施計画明細書を添付してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより議案第102号の採決をいたします。

議案第102号「令和3年度筑西市水道事業会計補正予算(第2号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第103号「令和3年度筑西市下水道事業会計補正予算(第2号)」について、審査を願います。
下水道課から説明を願います。

岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） よろしくお願ひします。着座にて説明させていただきます。

議案第103号「令和3年度筑西市下水道事業会計補正予算(第2号)」について、ご説明いたします。

第1条、令和3年度筑西市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度筑西市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収入でございます。第1款下水道事業収益の既決予定額から566万円の減額補正をお願いするものでございます。これは支出において、職員の給与関係経費の減額が見込まれることから、財源である一般会計補助金を減額するものでございます。

次に、支出でございます。第1款下水道事業費用の既決予定額から566万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、人事異動により職員の給与関係経費の減額が見込まれることからの補正でございます。

次に、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。初めに、収入でございます。第1款資本的収入の既決予定額から456万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出の既決予定額から456万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。これらは、先ほど収益的収入及び支出でご説明いたしました内容と同様でございます。

次に、第4条、予算第9条に定めた経費でございますが、先ほど申し上げました収益的支出及び資本的支出の補正予定額の合計でございます。職員給与費の既決予定額から1,022万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、2ページには下水道事業会計予算実施計画の補正、3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、4ページ、5ページには給与費明細書、6ページから9ページには補正予算実施計画明細書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願ひます。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 収入のほうで、営業外収益というのは何のことを指すのでしょうか、教えてください。

○委員長（保坂直樹君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

営業外収益につきましては、代表的なものとして、一般会計からの補助金ということが上げられるかと思ひます。

以上でございます。

○委員（國府田喜久男君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(保坂直樹君) 討論を終結いたします。

これより議案第103号の採決をいたします。

議案第103号「令和3年度筑西市下水道事業会計補正予算(第2号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(保坂直樹君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第104号「令和3年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)」について、審査を願います。

農業集落排水課から説明を願います。

稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長(稲川栄士君) 議案第104号「令和3年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明いたします。

第1条、令和3年度筑西市農業集落排水事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度筑西市農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収入でございます。第1款農業集落排水事業収益の既決予定額に168万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、支出において職員の給与関係経費の増額が見込まれることから、財源である一般会計補助金を増額するものでございます。

次に、支出でございます。第1款農業集落排水事業費用の既決予定額に168万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、人事異動により、職員の給与関係経費の増額が見込まれることからの補正でございます。

次に、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。初めに、収入でございます。第1款資本的収入の既決予定額に4万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出の既決予定額に4万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましても、先ほど収益的収入及び支出でご説明いたしました内容と同様でございます。

次に、第4条、予算第8条に定めた経費でございますが、先ほど申し上げました収益的支出及び資本的支出の補正予定額の合計でございます。職員給与費の既決予定額に173万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、2ページには、農業集落排水事業会計予算実施計画の補正、3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、4ページ、5ページには給与費明細書、6ページ、7ページには補正予算実施計画明細書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長(保坂直樹君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。
討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。
これより議案第104号の採決をいたします。

議案第104号「令和3年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。
以上で、上下水道部所管の審査を終了します。

これで経済土木委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。
執行部は退室を願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（保坂直樹君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、視察研修を予定しておりますので、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。視察研修については、決まり次第通知いたします。

以上をもちまして、経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時42分